


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市心身障害者福祉手当は、社会保障・税番号制度において独自利用事務としており、当該事務執行において、情報ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の照会を行う場合、本人同意が必要な事務である。情報連携の開始に合わせて、適切に事務処理を行うため、様式中の本人同意欄等について改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・心身障害者福祉手当受給資格認定申請書（第1号様式）、心身障害者福祉手当受給者現況届（第7号様式）の改正</p> <p>(3) 施行日 公布の日より施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 社会保障・税番号制度に基づいた独自利用事務について、適切な事務処理を行うことができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 規則の案文については、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。